福長介第５４０６号

令和６年２月２０日

指定居宅介護支援事業所　管理者　各位

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印省略）

特定事業所集中減算の届出について（依頼）

　日頃より、本市の介護保険制度の運営についてご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

　各事業所におかれましては、居宅介護支援費の集中減算適用の有無を判断するために、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る計算書」を作成し、提出する必要があります。

つきましては、下記ホームページを参照していただき、すべての居宅介護支援事業所が令和５年度後期分の「（別紙2）居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る計算書」を作成いただき、計算の結果、紹介率最高法人の割合が80％を超え、かつ正当な理由が無い場合、または、理由の４（裏面の届出の有無チェック表Cを参照）に該当する場合は、下記のとおりご提出いただきますようお願いします。

なお、作成した「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る計算書」は少なくとも5年間は保管をお願いします。

記

１．提出書類　　裏面別紙「届出の有無チェック表」を参照ください

２．判定期間　　令和５年度後期（令和５年９月から令和６年２月末まで）

３．提出先　　郵　送：〒330-9588　さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課　事業者係宛て

　　　　　　　　メール：kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp

４．提出期限　　令和６年３月１５日（金）（厳守）

５．ホームページ　　「特定事業所集中減算の届出について（居宅介護支援事業所）」

　　URL <https://www.city.saitama.jp/005/001/018/011/p083509.html>

【担当】

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課

事業者係　櫻井・橋本・新開・石川・三上

電話　０４８－８２９－１２６５

Fax　０４８－８２９－１９８１

Mail kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp

別紙

届出の有無チェック表

|  |  |
| --- | --- |
| 判定結果 | 届出について |
| A | ①紹介率80％を超えた法人がない②紹介率80％を超えた法人があるが、「正当な理由」の1～3に該当する場合 | 届出不要。「別紙2　居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る計算書」を事業所で5年間保存。**※令和５年度前期で集中減算の適用がある事業所において、今回の判定で左記①又は②に該当する事業所は、区分変更が生じますので「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅介護支援）」の提出は、必須です。** |
| B | 紹介率80％を超えた法人があるが、「正当な理由」がない場合 | 特定事業所集中減算に関する届出書を提出。・「別紙1　特定事業所集中減算に関する届出書」・「別紙2　居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る計算書」 |
| C | 紹介率80％を超えた法人があり、「正当な理由」の4に該当する場合 | 正当な理由4「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合」特定事業所集中減算に関する届出書を提出。・「別紙1　特定事業所集中減算に関する届出書」・「別紙2　居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る計算書」以下の書類を添付・（参考様式1）特定事業所集中減算における正当な理由に係る理由書・（参考様式2）特定事業所集中減算に係る意見・助言についての調書・別紙2-2　特定事業所集中減算再計算書 |

【届出後の取扱いについて】

・特定事業所集中減算の届出を提出したのちに、市で減算有無について判断します。

・令和６年３月末をめどに、４月からの減算有無について通知いたします。減算ありの通知を受理したら、すみやかに以下の書類を市に提出して下さい。

　　・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

　　・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅介護支援）

　　　※特定事業所集中減算「あり」に丸をつけて下さい。

・令和６年３月まで減算適用されており、今回の判定期間で減算なしの通知を受理した場

合には、特定事業所集中減算なしの届出をして下さい。